

ACSV Monthly Letter

● 年末調整とは

年末調整とは・・・

所得税は1年間の所得の合計額をもとに計算されます。年末調整とは、年間の給料合計や従業員から提出された書類などにより所得税を計算し、1～12月に源泉徴収した所得税との過不足を、精算する手続きです。

対象となる人は・・・

12月給与の支給時に在職している人となります。ただし、他で年末調整を受ける人や、年間給与収入2,000万円超の人は、年末調整できません。

なお、他で年末調整を受ける人は、扶養控除等異動申告書の提出がない人といえるので、毎月の給料から源泉徴収する所得税は「乙欄」となります。

年末調整の注意点は・・・

- ・ 扶養親族は他の人の扶養控除対象となっていないか、所得超過（年間給与収入103万円超）となっていないか。
（配偶者で年間給与収入103万円超201万6千円未満の場合はその金額を確認）
- ・ 障害者控除は障害者手帳のコピーなどで確認する。
- ・ 本人が寡婦（離婚で扶養親族等がいる場合、または死別の場合の女性）、寡夫（死別で扶養する子がいる場合の男性）に該当しないかを確認する。
- ・ 国民年金、国民年金基金、iDeCo等は掛金証明書が必要（証明書発行日以後に現金納付した場合は納付書のコピーなどで確認する）。国保等はその年中の支払額を集計する。
- ・ 住宅ローン控除は借入金残高証明書、年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書が必要。
- ・ 中途入社者は前職の給料を含めて年末調整ができますが、その場合は前職の源泉徴収票が必要。

年末調整できない項目は・・・

医療費控除、ふるさと納税などの寄付金控除、住宅ローン控除の1年目については、年末調整できないので、確定申告をする必要があります。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
12月	年末調整	
1月	源泉所得税納付（納期特例・下期分） 法定調書合計表、給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産の申告	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

【年末年始休業のお知らせ】年末年始休業は12月28日（土）から1月5日（日）です。
ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。